

特定非営利活動法人 DDAC 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 DDAC と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は、大阪市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、発達障害をもつ大人が社会においてありのままを受け入れられ、その能力を發揮できるようその実態を把握し、医療体制や支援体制の改善を図り、社会認知を広げ、当事者がより良い生活を送ることができるよう、就労や生活全般にわたる支援事業を行うとともに、一人ひとりが違いを乗り越え、お互いを認め合える社会をめざし、当事者が主体となって活動を行うことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第2条別表

- (1) 第1号 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 第2号 社会教育の推進を図る活動
- (3) 第10号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 第17号 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 第19号 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 発達障害に関するセルフヘルプグループ（サロン）の開催
- (2) 発達障害をもつ人たちへの生活・就労、またその他の支援体制の向上に関わる事業
- (3) 発達障害のピアサポーターの養成及びセルフヘルプグループ等の立上げ支援に関わる事業
- (4) 成人の発達障害についての社会啓発、社会認知を広げるための事業
- (5) 前各号に関するセミナー、講演会の開催に関わる事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は次の通りとし、正会員をもって法上の社員とする。

(正会員)

この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体。

(賛助会員)

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 この定款に定める以外の会員に関する規定は、理事会で別に定める。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事長の定める入会申込書を理事長に提出し承認を得なければならない。この際、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。ただし、入会を断ることがある場合は、書面又は電磁的方法によって理由を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員として入会しようとする者は理事会において別に定める入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 賛助会員は理事会において別に定める会費を納めなければならない。
- 3 正会員の入会時の年度会費は、申込み当月より、所定の金額を納めること。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の定める退会届けを理事長に提出して任意に退会することができる。

- 2 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当した場合は、その資格を喪失する。
 - (1) 死亡若しくは失踪宣告をうけた時、又は会員である団体が消滅した時
 - (2) 2年以上会費を滞納した時

(除名)

第10条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当した場合は、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時
- (3) 法令に違反し、その刑が確定した時

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

理事 3名以上6名以下

監事 1名以上2名以下

- 2 理事のうち一人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事は理事会によって選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、この法人の職員を兼ねてはならない。

(理事の職務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の監事が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる時
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる時
- (3) 法令に違反し、その刑が確定した時

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の会員は総会に出席し、意見を述べることができるが、議決権を有しない。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項に関して議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をした時
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求があった時
- (3) 第14条第3項第4号の規定により、監事が招集した時

(招集)

第22条 総会は理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は監事が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会議の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。

(議決)

第25条 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しこれを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 運営委員会の会務執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があった時

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも会議の日の5日前までに通知しなければならない。

(書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決した理事は、第34条及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第34条 理事会の議決は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

(その他の委員会等)

第36条 この法人は、会務の執行に当たり正会員及び事務局で構成する運営委員会を設置し、理事長が総括する。

- 2 この法人は、事業を行うに当たり、それぞれの必要により理事会の議決により各種の委員会を設置することができる。理事長がこれを総括する。
- 3 本条による委員会は理事会の統括下に置く。

第6章 資産・会計及び事業計画

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は理事長が作成し、理事会において議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3箇月以内に、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、総会において承認を得なければならない。
2 前項の会計書類は全ての収益・費用を漏れなく網羅し、正規の簿記の原則に則り、適正に処理されなければならない。
3 理事会において前項の目的のため会計規則を作成することができる。
4 会計の決算上、余剰金が生じたときは、構成員に分配せず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、理事会において議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。理事は職員を兼職することができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の設置)

第47条 事務所には、法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益・費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、正会員の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる理由によって解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 補則

(公告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 正会員
入会金 無料 会費 年額 5,000円
 - (2) 賛助会員
(個人) 会費 年額 1,000円 (一口以上)
(団体) 会費 年額 10,000円 (一口以上)
 - (3) メルマガ会員
会費 無料
- 3 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、2012年3月31日までとする。
 - (1) 理事長
氏名 新谷 真名美
 - (2) 理事
氏名 津田 美穂
氏名 河田 浩一
 - (3) 監事
氏名 山本 恭一
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2011年3月31日までとする。